

33) 品目名：改良土

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p>
規格に関する基準	<p>1 コーン指数800kN/m²以上とする。</p> <p>2 CBR=8%以上</p> <p>3 秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第1節土2-2-1-1を満たすこと。</p>
循環資源の配合率	<p>循環資源は国土交通省「建設汚泥処理土利用技術基準」に規定する第3種及び第4種とする。</p> <p>原材料として循環資源を100%使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

平成27年8月6日制定

令和3年3月15日改訂

補足資料

1. 改良土とは？

建設発生土に石灰を添加して改良したもの。

秋田改良土センターでは、主に秋田市で発注している上下水道工事から発生する掘削土をプラントにて改良し、埋戻材として再利用している。原則として搬入した掘削土量と同量を改良土として搬出しているため、他工事への流用が少ない。

2. 認定基準

新規品目となるため、認定基準（安全性に関する基準、規格等に関する基準、循環資源の配合率に関する基準）の制定が必要である。

①安全性に関する基準

特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。

製品が「土壤汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について当該基準に適合していること。

（1）カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレン

（2）その他溶出するおそれのある物質

②規格に関する基準

秋田県土木工事共通仕様書には、「工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。」と記載されている。これは、土木工事に使用する土は、埋戻土、盛土（築堤、路体、路床等）など、その用途に応じて求められる規格があるためである。規格に関する基準制定にあたっては、国土交通省「発生土利用基準について」及び、先行して使用している秋田市下水道局における規格（秋田市下水道共通仕様書）他、他県の認定基準を参考に規格を定める。

・締固めた土のコーン指数 800 kN/m^2 以上（JIS A1228に準拠）

国交省「発生土利用基準」から土質区分第2種以上であれば、適用用途に限らず、そのまま使用が可能と判断されることから、 800 kN/m^2 以上とする。

※岡山県も同様の考え方として規格基準を制定している。

・CBR = 8%以上

秋田市下水道共通仕様書で規定している。

※秋田市では、定期調査報告の提出を求めている。含水比、粒度、CBR、一軸圧縮試験、乾燥密度、六価クロム等環境基準の試験結果。

③循環資源の配合率に関する基準

使用される循環資源（土）100%使用していること。※改良材は除く。

国交省「発生土利用基準」によれば、泥土と判断されるものは、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物（建設泥土）として取り扱われるものであり、産業廃棄物許可を要することから、使用される循環資源は第3種及び第4種建設発生土とする。

※泥土とは、コーン指数 200 kN/m^2 未満となるものであり、ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けない流動性を呈する状態のものを言う。

3. 課題

①第3種、第4種建設発生土は、適切な土質改良を行えば工事に使用可能な状態であるため、循環資源と呼べるのか？

循環資源の定義

廃棄物等のうち、有用なものをいい（循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）第2条第3項）、その処分の量を減らすことにより環境への不可を提言する必要があることにかんがみ、出来る限り循環的な利用が行われなければならない、循環資源の循環的な利用及び処分にあたっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならないとされる（同法第6条第1項・第2項）

・本県の公共工事において、第3種、第4種相当の建設発生土は、残土処理とされていたことから、これらを循環資源とし有効活用するものである。

②認定後に製品の品質管理を行うこととなるが、循環資源（受入土）の管理は必要無いか？産業廃棄物許可を取得していない場合、建設汚泥（泥土）の受入は不可能であるため、建設汚泥では無いことを証明する必要がある。

・建設汚泥はダンプトラックに山積出来ないものであり、流動性を呈する状態であることから、目視による判断は可能であるため、受入時のチェックにより管理することは可能である。

※チェック体制確立をお願いしたい。受入時の写真管理、チェックリスト作成等。